

## 議案第202号

### 権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議決を求める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

- 1 放棄する権利の内容 契約の相手方が埼玉高速鉄道株式会社に貸し付けた資金に関する損失補償契約に基づき、損失補償の額を限度として、契約の相手方が同社から回収に努めるものとされた回収金を受け取る権利
- 2 契約の相手方及び 別紙のとおり  
損失補償の額等
- 3 放棄の理由 埼玉高速鉄道株式会社の経営再構築を図るため。

(別紙)

契約の相手方	損失補償の額	契約年月日
さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号 株式会社埼玉りそな銀行	597,809,601 円を限度とする額	平成26年 10月17 日
東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱東京UFJ銀行	140,926,798 円を限度とする額	
さいたま市大宮区桜木町1丁目10番 地8 株式会社武蔵野銀行	117,694,945 円を限度とする額	
東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行	114,599,436 円を限度とする額	
東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行	81,235,565円 を限度とする額	
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社	81,159,636円 を限度とする額	
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社	70,030,297円 を限度とする額	
群馬県前橋市本町二丁目12番6号 株式会社東和銀行	46,891,622円 を限度とする額	
大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番 1号 株式会社りそな銀行	33,412,176円 を限度とする額	
群馬県前橋市元総社町194番地 株式会社群馬銀行	23,956,549円 を限度とする額	
栃木県宇都宮市桜4丁目1番25号 株式会社足利銀行	23,956,549円 を限度とする額	
東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社	23,956,549円 を限度とする額	

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 信金中央金庫	25,309,324円 を限度とする額
埼玉県熊谷市本町一丁目130番地1 埼玉縣信用金庫	13,648,535円 を限度とする額
埼玉県川口市栄町3丁目9番3号 川口信用金庫	12,830,928円 を限度とする額
埼玉県川口市中青木2丁目13番21号 青木信用金庫	12,699,521円 を限度とする額
さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号 埼玉県信用農業協同組合連合会	24,570,820円 を限度とする額